

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

日南町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の名称を変更した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成19年3月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

変更前	変更後
日南町公民館山上支館	日南町基礎集落圏防雪体制整備事業施設山上会館